

## 本日の会議に付した事件

令和元年第4回山元町議会定例会

令和元年12月6日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 5 報告第14号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 6 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 7 報告第16号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山元町一般会計補正予算・専決第2号）  
日程第 9 議案第77号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第78号 山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第79号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第80号 山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）おはようございます。

ただいまから、令和元年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、3番岩佐秀一君、4番大和晴美君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程（案）を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に読み上げます。

12月6日、金曜日、本会議。会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

12月7日、土曜日、12月8日、日曜日、休会。

12月9日、月曜日、常任委員会。

12月10日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

1 2月11日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。  
1 2月12日、木曜日、常任委員会。  
1 2月13日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。  
以上です。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から12月13日までの8日間にした  
いと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日に決定しました。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。

議長諸報告1. 議会閉会中の動向。

1 1月20日、宮城県町村議会広報研究会が開催され、議会広報・公聴常任委員会委員  
が出席しました。

1 1月22日、亘理地方町議会議長会臨時総会が開催され、副議長と出席しました。

1 1月25日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、出席しました。

同日、宮城県知事と宮城県町村議会正副議長との意見交換会が開催され、出席しまし  
た。

（議会広報・公聴常任委員会）

1 1月15日、26日、委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

1 2月4日、委員会が開かれました。

（全員協議会）

1 1月21日、12月3日、協議会が開かれました。

2. 陳情等の受理。陳情等4件が提出され、これを受理したのでその写しを配布してお  
ります。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案等25件が提出され、これを受理したのでその  
写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員7名から一般質問の通告があり、これを受理したのでその  
一覧表を配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果が  
提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めてお  
ります。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約の報告書が提出されたので、  
その写しを配布しております。

以上です。

議長（岩佐哲也君）これで、議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等25件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは説明要旨を朗読させていただきます。

本日、ここに、令和元年第4回山元町議会定例会が開会され、令和元年度一般会計補正予算を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ことしは関東地方から東北地方にかけ、台風19号及び10月25日低気圧による大雨に見舞われ、本町におきましても平成29年の台風21号による被害と同程度の大きな被害を受けました。被害状況については、現時点において公共土木・農業用施設で約280カ所、約4億7,000万円、農作物が長ネギや水稻等約1億6,000万円、大型ハウス等の農作物用施設約1,000万円、合計約6億4,000万円の被害額と見込まれております。

町といたしましては一日も早い災害復旧とともに、単に元の状態に戻す「原形復旧」から、よりよいものに変える「改良復旧」の本格的な実現に向け、県や町村会と連携し、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の災害に関し、株式会社河北新報社と東北大学災害科学国際研究所において、県北は大崎市鹿島台及び大郷町、県南は丸森町で避難行動に関するアンケートを行った結果、「自宅の外に避難した」と回答したのは県北は80パーセント、県南は17パーセントと大きな地域差が生じたとのことであり、今回の地域差は過去の水害経験や伝承に基づくリスク認識の違いが大きな要因であると分析されております。

本町におきましても、この結果を踏まえ、避難行動については防災訓練等を通して身につけていかなければならないと強く実感するとともに、今後とも徹底してまいりたいと考えております。

次に、町の交流人口の拠点となる農水産物直売所『やまもと夢いちごの郷』についてですが、出荷者や関係団体等の皆様に支えられ盛況が続いており、心配された3大特産品の端境期となる夏場から秋にかけての品ぞろえにつきましても、とれたて野菜や磯浜漁港に水揚げされた新鮮な魚介類に加え、ふるさと納税返礼品ランキング第1位のシャインマスカットなど新たな産品が力強く売り上げを牽引したことに加え、各種イベントの開催による集客や幅広いPRにより10月14日には来場者50万人を達成いたしました。

また、9月には直売所の管理・運営を担う「株式会社やまもと地域振興公社」の定時株主総会が開催され、公社設立時の目標を大きく上回る黒字決算を迎えたとの報告を受けており、町としましても発行する株式の8割を保有する株主として収入・支出それぞれ精査した結果、売り上げ金額が想定を上回ったこととあわせ、人件費等の販売管理費の抑制が図られたものと分析しております。

なお、同敷地内に建設予定の飲食施設につきましては、さきの第3回議会定例会において施設設計に係る予算をご可決賜り、飲食施設検討委員会のご意見もいただきながら令和3年早々の開業を目指し検討を進めており、今後ともさらなるにぎわい創出と交流人口の拡大に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、株式会社 菓匠三全の進出断念についてですが、菓匠三全の坂元地区への工場等建設に関しましては、平成3年12月に工場建設に関する協定が締結されたもののバブル経済の崩壊とともに未着手のままとなっております。その後、平成27年12月に土地利用や投資についての検討内容が示され、町としましても開発行為等の手続や農地転用に係る県との調整など多岐にわたり協議を重ね、平成30年1月には土地利用計画が提示され、全員協議会等において、その内容について情報提供したところであります。

しかしながら、先月に会社経営陣が来庁し、事業規模や投資効果、大河原工場敷地の利用見直し等により本町への進出を断念する旨の申し出があり、その後、同社との工場建設事業に関する協定の解除願いを受理したところであります。

町といたしましても、ここ数年の取り組みを考えますと非常に残念でありませんが、先方からは第三者への土地の売却や町が利用することについてもご提案いただいておりますことから、引き続き町全体の土地利用を見据え、情報を共有してまいります。

次に、先月開催いたしました第9回ふれあい産業祭についてですが、天候にも恵まれ、町内事業者を中心に75ブースが立ち並び、爽やかな秋晴れのもと、昨年同様3万5,000人もの皆様にご来場いただき、盛会裏に幕を閉じることができました。

特に例年大人気の町の3大特産品「イチゴ」「リンゴ」「ホッキ貝」の無料試食には早くから行列ができ、早い時間帯に配布が終了するほどの盛況であり、また復興支援ブースには震災直後から本町への職員派遣を初め物心両面にわたり大変心強いご支援を賜っている北は北海道から南は愛媛県まで全国14自治体からそれぞれ特色のあるご当地グルメが出展され、会場に彩りを添えていただきました。

そのほか、ことしから実施したじゃんけん大会を初め各種ステージイベント等も大いに盛り上がりを見せ、ご来場された皆様には町の魅力を存分に満喫いただけたものと考えております。

次に、公立・公的病院の再編についてですが、厚生労働省から9月に全国1,455の病院のうち、診療実績が乏しく再編や統合の議論が必要と判断される424の病院名が公表されました。県内では19の病院が該当し、このなかに宮城病院も含まれておりましたが、急性期病床を有する病院で救急搬送の実績が乏しい病院について公表されたものであり、今すぐ廃止や統合の議論が進められるものではないと確認しております。

しかしながら、地域医療構想において高度急性期や急性期並びに回復期や慢性期病床のあり方に関する議論が継続されておりますので、今後も互理町も含め宮城病院との相互協力態勢のさらなる強化を図り、地域医療の充実・強化を構築してまいりたいと考えております。

また、10月に開催した宮城病院クリーンキャンペーンには過去最高となる130名を超える方に参加をいただきましたが、この活動は地域間の協力態勢のあらわれと考えておりますので、議員各位におかれましても地域の資源として宮城病院の重要性をご理解いただき、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、町民の健康指標の推移についてですが、平成29年度の本町におけるメタボリックシンドロームの予備軍を含むメタボリックシンドローム該当率については、県内でワースト2位の状況であり、メタボリックシンドローム該当者減少への取り組みが急務となっております。これらの取り組みの成果をあらわす指標の一つとして国保の保険者努力支援制度交付金の交付基準となる点数化がありますが、本町の保健事業実施に関する総点数の県内順位については、昨年度第3位と上位に位置している状況であります。

しかしながら、この取り組みに関する採点基準については、予防医療や健康づくりに満遍なく取り組まないと交付金がふえない仕組みであり、厚労省では予防医学への動機づけをさらに強めることとしております。

町においては、町民の皆様に積極的に健康づくりに取り組んでいただくため、歩くことに焦点を当てた健康づくり事業を平成27年度からスタートさせておりますが、ウォーキングのみならずさまざまな歩くこと、例えばノルディックウォーキングやトレッキング、またグラウンドゴルフやパークゴルフ等のスポーツを通じた健康づくりに引き続き取り組むことによりメタボ解消や右肩上がりとなっている一人当たりの医療費の抑制効果、ひいては健康寿命の延伸を図ってまいりたいと存じます。

次に、復興期間の延長と復興庁の存続についてですが、震災直後に策定された東日本大震災からの復興の基本方針において、復興期間は令和2年度までの10年間と決定されておりましたが、先月に開催された国の復興推進委員会において復興創生期間後の基本方針骨子案が示されました。

骨子案では、復興庁の設置期間を10年間延長するとともに、地震・津波被災地域においては復興財源等の適用期間が当面5年間延長する方針が示されております。基本方針は今月に閣議決定される予定であります。今回決定される基本方針を踏まえ、本町の復興事業の進捗状況を総点検し、影響のある事業等を整理してまいりたいと考えております。また、先月に田中復興大臣が来町された際には引き続き復興の総仕上げに向けてのご支援をお願いいたしております。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、先月、住民同士のつながりを蘇らせる機会創出を目的として開催した第2回町長杯争奪キラリやまもと綱引き大会についてですが、大会当日は行政区、企業、ジュニアの3部門に19チーム約300人が参加し、各チームがオリジナルのユニホームを身にまとうなど一致団結した姿や会場中に響きわたる掛け声や声援の中、一心に綱を引く熱戦が繰り広げられました。

ジュニアの部では子どもたちが手のひらより太い綱を握り、一生懸命綱を引く姿が印象的であり、前回以上の盛り上がりを見せた今大会では運営組織を実行委員会方式に移行しましたが、今後も地域の方々主導によるレクリエーション大会等を通じて町民同士の世代を超えたつながりや地域のきずな・コミュニティがより一層深まることを期待しているところであります。

次に、町内各地の道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに県道相馬互理線改良工事についてですが、去る9月下旬に福島県境から町道上平磯線にかけて約800メートル区間の共用が開始されました。現在も継続して坂元川及び戸花川橋梁部、新浜地区に加え高瀬川排水路橋梁部等工事が進められており、さら

に旧花釜生活センターから亙理町境までの現道区間につきましても、一部盛り土工事が着手されたところであります。

また、かねてから仙台河川国道事務所に要望しておりました国道6号舗装補修工事は先般、宮城病院前や亙理消防署山元分署前について完了したところであり、山元インターチェンジ前から国道6号と常磐自動車道の立体交差部付近までの区間については、今月着工しております。さらに、国道6号からゴルフ場出入り口右折レーン整備については、国から工事契約を締結した旨の連絡があり、年内に着工し、年度内完成を目標としていると伺っております。

なお、高瀬区交差点の右折レーンにつきましても、発注方法や時期等を検討していると伺っております。

次に企業誘致等の状況についてですが、新浜地区への進出が予定されている太平洋ブリーディング株式会社の誘致につきましては、現在立地予定地の地権者との土地売買契約締結業務を進めており、先月末現在で241名の方々と契約を締結し、進捗率は約95パーセントとなり、用地取得事業は大詰めを迎えております。これに伴い、同社の親会社であるプリマム株式会社を交え、立地協定や土地売買契約の具体的な内容協議を進めており、一日も早い立地協定締結と用地引き渡しを目指すとともに早期の施設建設や操業開始に向け全力で支援してまいります。

次に農業法人の設立動向についてですが、復興・創生に向けて大きな課題である<sup>なりわい</sup>生業の再生に関し、震災後に設立された農業法人は18社を数え、商工関係の企業誘致等の15件を上回るものであります。このうち、約半数がイチゴを生産しており、18社全体での雇用者数は300人を超えるなど、今後も雇用の場の確保や地域活性化に大いに寄与するものと期待しているところであります。

最後に、第6次山元町総合計画策定事業の進捗についてですが、10月に計画案に関する住民説明会の開催並びにパブリックコメントを実施し、先日18日には山元町総合計画審議会からの答申を受け、策定本部会議において計画案として取りまとめたところであります。

また、審議会委員の皆様におかれましては、各委員がまちづくりへの理解を深めていただきながら、これまで2カ年度にわたり計7回の会議が開催され、多くのご意見を頂戴しながら熱心にご審議いただいたこと、そして将来のまちづくりへの多大なるご尽力、お力添えをいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。

なお、今議会において議案をご提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

以上、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の主な取り組みについてご報告申し上げます。引き続き我が町の復興・創生に向けてチーム山元一丸となり全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係について申し上げます。

報告第13号から16号の専決処分の報告については、山元町坂元合同庁舎解体工事、山元東部地区非農用地造成その3工事、山下浅生原線道路改良工事及び旧中浜小学校メ

モリアル広場整備工事について、施工内容や数量等に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分に係る承認議案について申し上げます。

承認第5号については、令和元年度山元町一般会計補正予算（専決第2号）であります。

今回の一般会計補正予算は、台風19号及び10月25日低気圧による大雨により農地に著しく堆積、散乱し、自己処理が困難な稲わら等の災害廃棄物撤去等に関する経費を計上しており、今回の補正額は歳入歳出それぞれ約6,000万円を増額し、総額120億5,000万円余とする補正予算として専決処分したものであり、議会の承認を求めるものであります。

次に、予算外の議案について申し上げます。

議案第77号から80号までの山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等については、人事院勧告の趣旨を踏まえた給料月額等の改定及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うもの、

議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入するに当たり所要の改正を行うもの、

議案第82号山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、復興創生期間後を見据え、柔軟な働き方を可能とすべく短時間勤務ができるよう所要の改正を行うもの、

議案第83号山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うもの、

議案第84号山元町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例については、活動実態にあわせ、名称を変更するため所要の改正を行うもの、

議案第85号第6次山元町総合計画については、山元町議会基本条例の規定に基づき、第6次山元町総合計画を策定するに当たり議会の議決を求めるもの、

議案第86号及び87号については、漁港環境施設整備工事及び旧中浜小学校震災遺構保存整備工事について、施工内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの、

議案第88号については、(仮称)新浜諏訪原線道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの、

議案第89号から91号までの公の施設の指定管理者の指定については、山元町障害者地域活動支援センター「やすらぎ」、山元町共同作業所及び山元町デイサービスセンター「知楽荘」の管理を行う指定管理者を選定するため議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第92号令和元年度山元町一般会計補正予算（第3号）案について申し上げます。

今回の一般会計補正予算は人事院勧告等の趣旨を踏まえた改定に伴う人件費の増額措置を初め、ふるさと納税に係る寄附実績が当初想定を上回ったことから寄附金の見込み

額並びに関連する諸経費の上方修正を行ったほか、平成30年度国・県補助事業費の確定に伴う精算金や農業経営体が農業用機械・施設を導入するための経費、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴う事業費の減や昨年度の町営住宅火災に係る保険金等の町営住宅基金への積み立てを計上し、また地方債では充当事業費の増減や過疎対策事業債充当による財源の組み替えを計上しております。また、災害復興関連事業については、道路、河川等の災害復旧工事に係る経費や激甚災害の指定等に伴う国庫負担金及び地方債の組み替えを計上しております。

最後に、債務負担行為の補正については、来年4月1日から業務等の開始が予定されている各種事業について、今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ただいま申しあげました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金や寄附金を増額するとともに最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、今回の補正額は約3億3,000万円を増額し、総額123億8,000万円余とするものであります。

続きまして、各特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第93号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）案について申し上げます。

歳出予算については、オンライン資格確認等システム改修費等を計上するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、財政調整基金の取り崩しの増額措置により財源調整した結果、今回の補正額は約200万円を増額し、総額18億2,000万円余とするものであります。

次に、議案第94号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案について申し上げます。

歳出予算については、人事院勧告等の趣旨を踏まえた改定に伴う給料及び手当等を増額措置したほか、高齢者一時保護業務委託費を増額措置するものであります。

債務負担行為の補正については、来年4月1日から業務等の開始が予定されている各種事業について今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては一般会計繰入金を増額措置し、最終的には介護保険事業基金の取り崩しの増額措置により財源調整した結果、今回の補正額は約200万円を増額し、総額14億9,000万円余とするものであります。

続きまして、企業会計補正予算案について申し上げます。

議案第95号令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

水道事業費、資本的支出ともに人事院勧告等の趣旨を踏まえた改定に伴う給料及び手当等を増額措置するものであります。

今回の補正額は収益的支出を約5万円増額し、総額3億8,000万円余に、資本的支出を約22万円増額し、総額2億1,000万円余とするものであります。

次に、議案第96号、令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）案について申し上げます。



下水道事業費、資本的支出ともに人事院勧告等の趣旨を踏まえた改定に伴う給料及び手当等を増額措置するものであります。

今回の補正額は収益的支出を約100万円増額し、4億9,000万円余に、資本的支出を約50万円増額し、総額6億3,000万円余とするものであります。

以上、令和元年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これで提出議案の説明を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4．報告第13号を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、報告第13号専決処分の報告について、工事請負金額の変更についてご説明申し上げます。

本件に関しましては、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決により指定されました町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、お手元に配布の資料No.1をご覧ください。

まず提案理由でございます。山元町坂元合同庁舎解体工事に関しまして地方自治法の規定に基づき専決処分をしましたので、これを報告するものでございます。

以下、変更のあった部分について、項目、そして内容の順に読み上げさせていただきます。

3の契約金額でございますが、原契約1億1,709万3,600円に対しまして401万9,700円を増額し、1億2,111万3,300円としたものでございます。いずれの金額につきましても、消費税を含む額でございまして、3.43パーセントの増となっております。

次に、5の工事の概要、変更分でございますが、大きく区分しますと3項目になります。まず、1点目消費税率が10パーセントに引き上げられたことによる変更になります。2点目といたしましては、敷地を囲う仮囲いの増、3点目については調査の追加となっております。

次に7の変更理由でございますが、5の工事の概要をより詳細に記載しております。

1つ目の消費税については、税率10パーセントが適用となるものでございます。

2つ目につきましては、近隣住家への防音・粉じん対策を向上させるため敷地周辺の仮囲いを追加したものであります。

3つ目といたしまして、アスベスト分析を追加したものであります。事前に調査をしておりましたが、新たな資材が発見されたことから17検体の分析を追加したものであります。

4つ目といたしまして、ボーリング調査を追加したものであります。隣地建物と浄化槽の距離が約10メートルと近く、建物の事前調査結果を鑑みて大容量の浄化槽撤去に伴う地盤沈下、撤去工事に伴う振動の影響を確認するために追加したものであります。

以上が報告第13号の概要になります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

ます。

議長（岩佐哲也君）報告第13号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．報告第14号を議題とします。

本案について報告を求めます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。それでは、報告第14号専決処分の報告（工事請負契約金額の変更）についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたのでご報告するものでございます。詳細につきましては、お手元の配布資料No.2でご説明いたしますので、ご用意願います。

まず提案理由でございます。山元東部地区非農用地造成その3工事に関しまして、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これをご報告するものでございます。以下、変更のあった部分につきまして項目、そして内容の順に読み上げさせていただきます。

まず、3．契約金額でございます。原契約額8,859万4,560円に対しまして変更額が8,873万7,200円、増額が14万2,640円、いずれも消費税を含む額でございまして、割合にして0.16パーセントの増となります。

5．工事の概要、変更分でございますが、消費税率が8パーセントから10パーセントに変更されたことに伴い、当初請負金額を超える額について税率10パーセントが適用となるものでございます。

7．変更理由でございますが、ただいまご説明したとおりでございます。

最後に8．議決の経緯でございますが、記載のとおりとなります。

以上で、報告14号の説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）報告第14号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6．報告第15号を議題とします。

本案について報告を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、報告第15号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）についてご説明いたします。

本件に関しましては、地方自治法の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので報告するものでございます。詳細に関しましては、お手元の資料No.3でご説明しますので、ご準備をお願いいたします。

まず提案理由でございます。山下浅生原線の道路改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。以下、変更のあった部分について項目、そして内容の順で読み上げさせていただきます。

まず、3．契約金額でございます。原契約6,004万8,000円に対しまして2

95万2,300円の増額となり、変更契約額が6,300万300円となります。いずれも消費税を含む額でございます、4.92パーセントの増となっております。

5. 工事の概要、変更分についてでございます。大きく二項目ございまして、消費税率の8パーセントから10パーセントへの変更、2点目といたしまして横断管渠工の集水升深さの変更でございます。

次に7の変更理由でございます。これは5の概要をより詳細に記載したものでございます。

1点目の消費税につきましては、税率10パーセントが適用となるものでございます。

2つ目の横断管渠工についてでございますが、当初台帳等により埋設物の位置を確認して横断管渠の計画高を決定しておりましたが、現地調査の結果、埋設物の位置が当初想定より深いことが判明したため、横断管渠の計画高を変更したことに伴い集水升の深さ等を変更する必要が生じたものでございます。

1枚めくりまして図面をご覧ください。上に平面図がございまして、この左右に伸びるのが山下浅生原線でございます。今回施工区間が旗揚げされておりますけれども、その真ん中、やや右に横断管渠工の記載がございまして、この横断図が左下でございまして、当初想定していた横断管渠工の線が青の点線となります。これを埋設物の調査結果を踏まえまして赤の位置に変更した結果、升が深くなり、それに伴いまして当初無筋コンクリートを想定していた升が鉄筋コンクリートにする必要が生じ、変更となったものでございます。

以上、報告第15号の概要になります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）報告第15号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第7. 報告第16号を議題とします。

本案について報告を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、報告第16号令和元年度復興交付金事業（旧中浜小学校メモリアル広場整備工事）請負契約の変更についてご説明をいたします。

地方自治法の規定に基づき、別紙のとおり専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

なお、さきの議会全員協議会でご説明をしております震災遺構保存整備工事の変更につきましては、議案第87号にて別途ご審議をいただく予定でございます。本専決処分につきましては、広場工事の変更となります。それでは配布資料No.4をお手元にご準備願います。特に変更のあった部分について、ご説明を申し上げます。

まず3の契約金額についてですが、原契約額6,674万4,000円に対しまして309万2,800円を増額し、6,983万6,800円に変更したものです。4.6パーセントの増となります。

5の工事の概要及び7の変更理由についてですが、消費税率が10パーセントに引き上げられた変更によるもののほか、かさ上げされた県道から遺構への入り口看板がより見やすくなるよう看板の高さを変更するもの、また広場の工事中に津波で倒された鉄棒などが土中から偶然に発見され、これを震災遺構に位置づけることとしたため見学者へ

の安全配慮として立ち入り防止柵を施すものでございます。

以上が報告第16号の概要になります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）報告第16号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分、11分5分再開といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

議長（岩佐哲也君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第8、承認第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和元年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

1枚おめくり願います。専決処分書でございます。

令和元年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。財源調整等必要最少限の範囲での補正予算として令和元年11月20日付で専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう一枚おめくり願います。令和元年度山元町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

まず歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は歳入歳出それぞれ5,743万5,000円を追加し、総額を120億5,095万9,000円とするものでございます。

それでは歳出予算のほうからご説明させていただきますので、6ページをお開き願います。

第4款衛生費第2項清掃費でございます。第2目ごみ処理費でございますが、700万円を増額しております。こちらにつきましては、10月の台風19号や低気圧に伴う大雨により圃場に偏り堆積し、自己処理が困難な稲わらを一時保管場所に集約して管理するために要する経費であります。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費でございますが、5,043万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、国からの補助を受け、堆積する稲わらを収集し、一時保管場所まで運搬するための経費であります。財源は全額国庫支出金になります。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に歳入予算につきましてご説明いたします。5ページをご覧ください。

初めに第14款国庫支出金でございます。こちらにつきましては、5,043万5,

000円を増額しております。先ほどご説明いたしました稲わらの収集運搬に要する経費について国の補助金を受け入れるものであります。

次に第18款繰入金でございます。こちらにつきましては、700万円を増額しております。先ほど歳出予算でご説明をいたしました、稲わらの一時保管場所の管理経費について財政調整基金を取り崩して対応するものであります。

以上が歳入予算の説明となり、専決予算の内容となります。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番、遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）700万の件についてなんですが、先ほど、先日の説明では助成はあるが差し当たり、というふうな説明を受けたかと思うんですが、この辺の根拠について説明願います。

といいますのは、この全体、台風全体の、全体のというか、19号と低気圧に対応しての取り組みかと思うんですが、なぜこのように分けられ、運搬と保管で分ける、られなければならないのか、その辺の考え方についてお伺いいたします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。700万円の根拠ということでございますが、700万円と5,000万円ということで金額2つ出ております。被災した農家の方、圃場にあるものを集積所まで持ち込むというところにつきましては、5,000何がしの金額になっておりますが、そこについては農林水産省の補助金が対応するといいますか、補助金が当たるということになっております。

また、その一時保管場所に稲わらが持ち込まれますけれども、その集積部分、その管理については環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金、これが当たるということになっておるわけでございますが、先日ご説明いたしましたとおり、その概要についてはまだ示されていないということで、今回は財政調整基金で対応、から取り崩して対応するというものでございます。

8番（遠藤龍之君）まあ700万円分については、まず確定してないということからの対応ということで、まあこれは全額補償というふうな受けとめでよろしいんですね。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。現時点では、まだその補助の内容、ええ、はっきりしていませんので、内容わかり次第ですね、ご説明させていただきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）こういう場面ってこれまでも多々あったんでしょうけども、そういったこういう場合、上からの指示待ちというようなことになってるんでしょうか。当然、当然というとおかしいんですけども、当然その補償の、全額補償の対象になっていいと思われる案件ということから確認するんですが、その辺はこの自治体の、受ける側の主張というのは、要求、要望というのは通らないというような、もう一方的に指示待ちということなんでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。遠藤議員のご質問、ご指摘ですが、ごみ処理の関係につきましては、今現在環境省のほうから事業費、事業量の、事業量調査のほうが参っております。そちらのほうに、申請の際にはこちらのかかる700万の経費を今現在申請中というようなところで、それを取りまとめて国のほうで補正予算なりで今組んでるというような状況かというふうになっております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君） お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君） 続きまして、日程第9．議案第77号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君） はい、議長。それでは、議案第77号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。お手元に配布しております配布資料No.5条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する本年8月7日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえた本町職員の給料月額等の改定及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正内容でございますが、1点目は給料表の改定であります。民間給与との較差を解消するため給料表を平均で0.1パーセント引き上げるものであります。引き上げに当たっては、若年層を中心に1,000円程度、高校卒業者に係る初任給は2,000円引き上げを行うものであります。

2点目は期末・勤勉手当の改定であります。民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数4.45月分から4.50月分、年間で0.05月分引き上げるもので、表の上段、12月期の勤勉手当で0.05月分引き上げるものであります。

なお、表の下段、令和2年度以降については、期末・勤勉手当の支給月数を6月期、12月期それぞれ同じ月数に平準化するものであります。

3点目は住居手当の改定であります。住居手当支給額となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、住居手当の上限額を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものであります。

4点目は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法の一部が改正されましたことから関係条文を整備するものであります。

この関係法律の整備に関する法律について触れさせていただきますが、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重されまして成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を資格職種業務等から一律に排除する規定等、つまり欠格条

項を設けている各制度について欠格条項を削除することや心身の故障等の状況を個別的・自立的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定の整備等を行うための法律でありまして、地方公務員法におきましても第16条の欠格条項の第1号に規定されておりました成年被後見人及び被補佐人の文言が削除されたところであります。

改正内容をご確認いただきます。議案書の13ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

第16条第1項におきまして「地方公務員法第16条第1号に該当して」という文言がございますが、先ほどの説明のとおり地方公務員法第16条第1項に規定しておりました成年被後見人及び被補佐人が削除されましたことから、それに伴う改正を行うほか、15ページにかけまして関係する条文を整理したものでございます。

概要書にお戻りいただきたいと思っております。

2の施行期日でございますが、(1)の給料表の改定は交付の日とし、本年4月1日に遡及し適用いたします。

2の期末・勤勉手当の改定のうち勤勉手当の支給月数の改定は交付の日とし、12月1日に遡及し適用いたします。

ただし、年間支給割合の変更は来年4月1日からの施行となります。

(3)の住居手当の改定は来年4月1日からの施行、(4)の成年被後見人等に係る関係条文の整理につきましては、当該法律の施行日であります12月14日からの施行とするものであります。

以上、議案第77号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）討論は、討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第77号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第10. 議案第78号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第78号山元町特別職の職員で常勤のもの

給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。お手元に配布しております配布資料No.6 条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、本条例で定める特別職の期末手当の改定を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、町の常勤の特別職である町長、副町長及び教育長に支給される期末手当の改定を行うもので、年間支給月数3.35月分から3.40月分、年間0.05月分引き上げるものでございまして、表の上段、12月期の期末手当で0.05月分引き上げるものであります。

なお、表の下段、令和2年度以降につきましては、期末手当の支給月数を6月期、12月期それぞれ同じ月数に平準化するものであります。

2の施行期日でございますが、公布の日とし、12月1日に遡及適用いたします。

ただし、年間支給割合の変更は来年4月1日からの施行となります。

以上、議案第78号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第78号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11. 議案第79号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第79号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。お手元に配布しております配布資料No.7 条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した町の特別職の期末手当支給月数と議会議員の期末手当支給月数の整合性を図るべく、所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容及び2の施行期日でございますが、議案第78号と同様でありますので、



説明は省略させていただきます。

以上、議案第79号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第79号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第12．議案第80号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第80号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。お手元に配布しております配布資料No.8条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、上記法律の施行により地方公務員法の一部が改正されましたことから引用条文等を整理するものであります。この関係法律の整備に関する法律によって改正されました地方公務員法の内容につきましては、先ほどの議案第77号の説明の際触れておりますので、ここでは説明を省略させていただき、議案書の2ページ、新旧対照表で改正内容をご確認いただきたいと思います。

第3条第3項におきまして「地方公務員法第16条第2号から第5号まで」という文言がありますが、地方公務員法第16条第1号に規定されておりました成年被後見人、被補佐人が削除されまして1号ずつ号の繰り上げがありましたことから、それに伴う改正を行うほか、関係する条文を整理したものでございます。

概要書にお戻りください。

2の施行期日でございますが、当該法律の施行日であります12月14日からの施行とするものです。

以上、議案第80号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう

お願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第80号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

次の会議は12月10日午前10時開議であります。

午前11時30分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長武田賢一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長

---

署名議員

---

署名議員

---